

第4期瑞浪市地域福祉計画

(骨子案)

令和元年 11 月

瑞浪市

はじめに

目次

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と計画期間

1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 地域福祉とは	5
4. 計画の位置づけ	7
5. 計画期間	9
6. 計画の策定体制	9

第2章 市の現状と課題

第1節 人口等の状況

1. 人口の状況	11
2. 福祉関連の状況	14
3. 支援等を要する人の状況	24

第2節 本市における地域福祉に関する主要課題

1. 第3期瑞浪市地域福祉計画の検証より	25
2. 統計データ、各種調査より	27

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の視点

1. 計画の基本的視点	29
-------------------	----

第2節 計画の将来像と基本的方向

1. 地域福祉の将来像	30
2. 計画の基本的方向	30

第3節 基本理念

1. 地域福祉の基本理念	32
2. 基本目標	33
3. 施策体系	34

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と計画期間

1. 計画策定の趣旨・背景

日本全体で人口減少や少子高齢化が進む中で、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著となっています。

その結果、8050問題やダブルケアといった複合的な課題など、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な新たな課題が出現しています。

そこで、国は、高齢者支援として推進してきた、分野・主体間を越えた連携による支え合いのしくみ「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らすすべての人が支え合うしくみとして深化・推進させるため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「医療法」とともに、「社会福祉法」の一部改正を行いました。

「社会福祉法」の改正（平成30年4月1日施行）により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけられるとともに、計画の策定が努力義務化されました。

また、計画に記載すべき2つの追加事項として、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(16項目)と、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が示されました。

こうした動向の中で、これからの我が国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』が打ち出されました。

「人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、地域において、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要となっている。このようなつながりのある地域をつくる取り組みは、自分の暮らす地域をよりよくしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す」という考えに基づいたものであり、国は、『地域共生社会』を次のように説明しています。

『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

また、先進国の中でも多いと言われる自殺者への対策も喫緊の課題となっており、経済・生活問題に起因する自殺が急増しており、社会的な要因が大きいとみられることから、自殺対策は個人だけではなく、社会全体で取り組むべき課題の一つとなっています。

我が国の自殺者数は、減少傾向にあるものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、大きな社会問題となっています。

そこで、国は、社会全体で自殺対策を充実させていくため、平成28年に、平成18年に制定した「自殺対策基本法」を改正するとともに、これに伴い、平成29年に、平成19年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」の見直しを行いました。なお、「自殺対策基本法」の改正により、市町村自殺対策計画の策定が義務化されています。

厚生労働省が示している「市町村自殺対策計画策定の手引」（平成29年11月）では、地域福祉計画等の一部として策定することも可能とされており、本市では、自殺対策計画を包含したものとして、第4期瑞浪市地域福祉計画として策定します。

2. 計画の法的根拠

瑞浪市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「瑞浪市障害者計画」、「瑞浪市子ども子育て支援事業計画」などこれまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を地域福祉計画の中で明らかにすることが求められています。このため本計画では、福祉分野に共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・共助・公助」の観点から取り組むべき基本方向を定めるものとします。

なお、次に示す改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）を踏まえた計画とします。

◆社会福祉法の抜粋■

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

自殺対策に目を向けると、国は、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」を施行し、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」を策定、平成 24 年 8 月に全体的な見直しを行いました。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」ことを提示しています。

平成 28 年 3 月には、自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村に対する「自殺対策計画」の策定義務や、地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する自治体に対し、国から交付金を交付すること、自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、自治体は啓発活動及び相談事業の展開とふさわしい事業の実施に努めることが示されています。

「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の見直しでは、「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」などを重点施策として掲げ、数値目標として自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することをめざし、令和 8 年までに平成 27 年比 30%以上減少させることを掲げています。

本市においては、みずなみ健康 2 1（第 2 次）の中で、心の健康に関する施策を展開し、自殺のない社会に向けて取り組んできましたが、一層の自殺対策を推進す

るために、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、新たな大綱のもと、自殺対策推進の方向性等を示すため、「瑞浪市自殺対策計画」を策定するものです。

◆自殺対策基本法（抜粋）◆

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

◆自殺総合対策大綱（基本方針）◆

- ①生きることの包括的な支援として推進する
- ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④実践と啓発を両輪として推進する
- ⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

3. 地域福祉とは

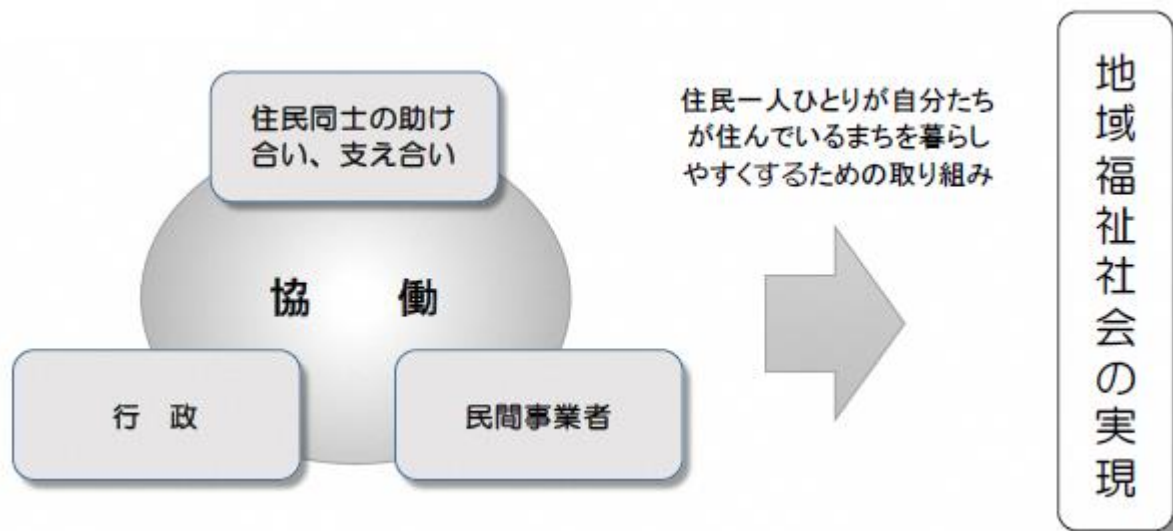
近年、人口の減少、少子高齢化や核家族化、生活スタイルの変化などを背景に、これまで地域において培われてきた「個人と地域とのきずな」が希薄になってきています。さらには、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など支援を必要とする市民が増加するとともに、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもり、孤独死など新たな社会問題が多く生じてきています。

こうした地域の問題を解決したり、日常生活における自立を支援したりするには、行政による福祉サービスだけでは対応が難しいことも多くあります。

安心して子育てができる環境、高齢者や障がい者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現のためには、地域全体が一体となって生活上の不安や課題の解決を図り、地域で暮らす人々がお互いに助け合い、支え合っていくことが大切です。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合うことができる関係をつくり、地域住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪としながら、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために取り組んでいくことが地域福祉です。

◆地域福祉とは◆



○ 「地域」の範囲のとらえ方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

○ 本計画における地域の考え方（3区分）

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲は様々ですが、助け合い、支え合いのしくみづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区などの地域が主に考えられます。

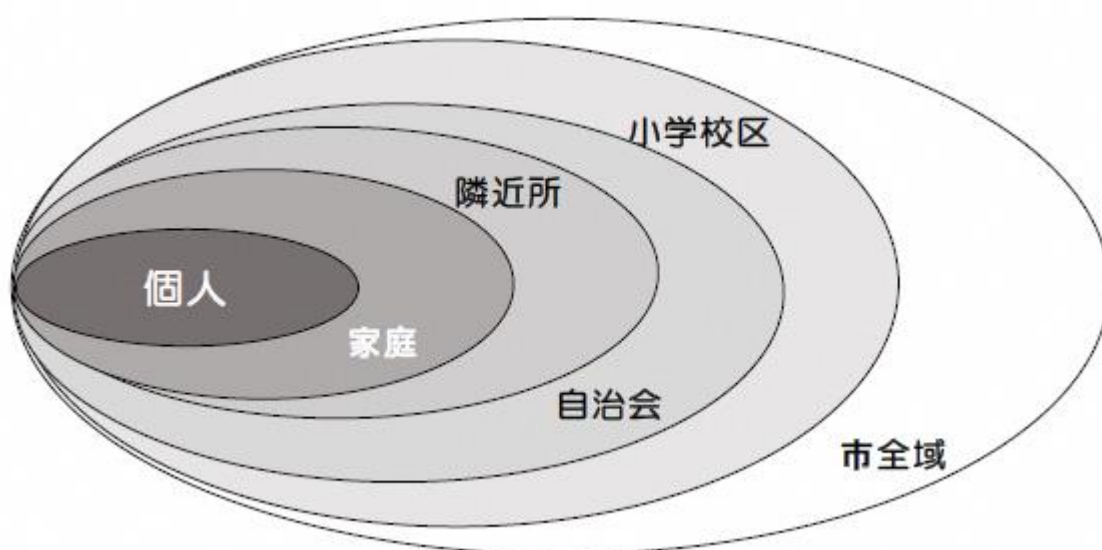
しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いのしくみもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとはせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟にとらえていきます。

《近隣地域》…………自治会、組、班など

《地区》…………小学校区

《全市》…………市全域

◆地域の考え方◆



4. 計画の位置づけ

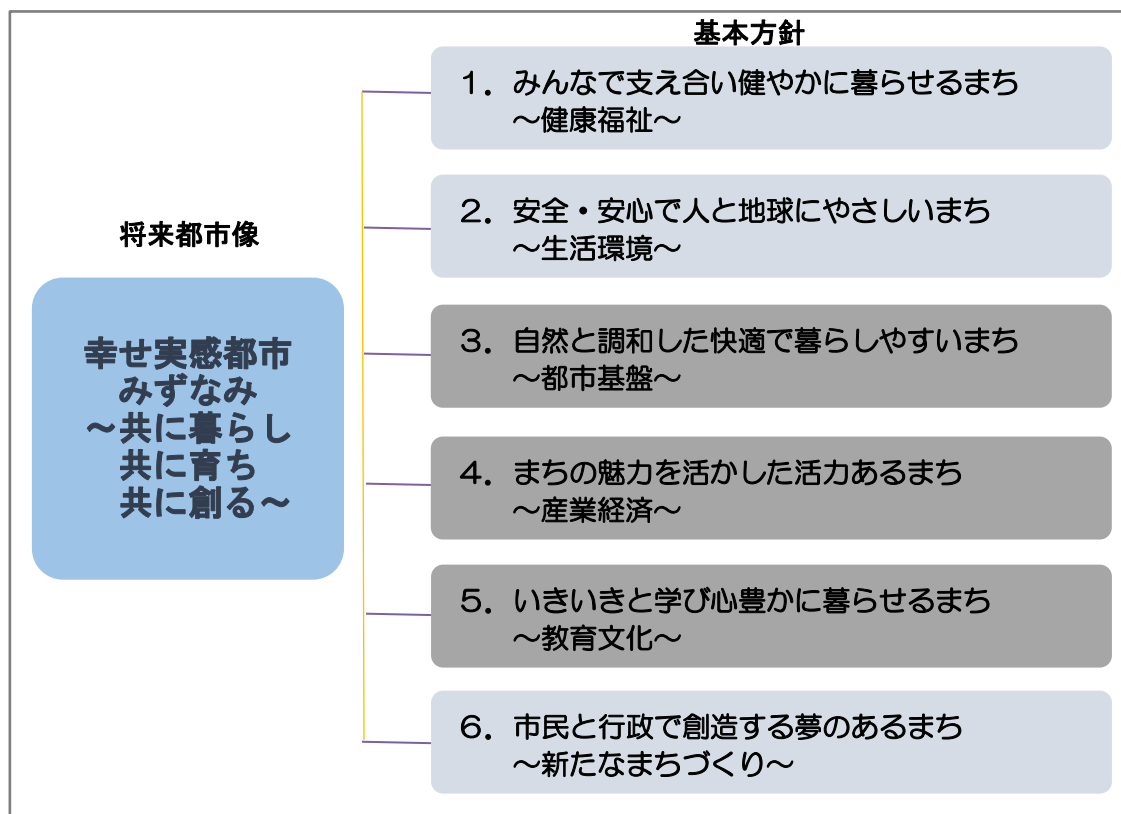
本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第6次瑞浪市総合計画」の個別計画としての性格を持っており、将来都市像である「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし共に育ち共に創る～」を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

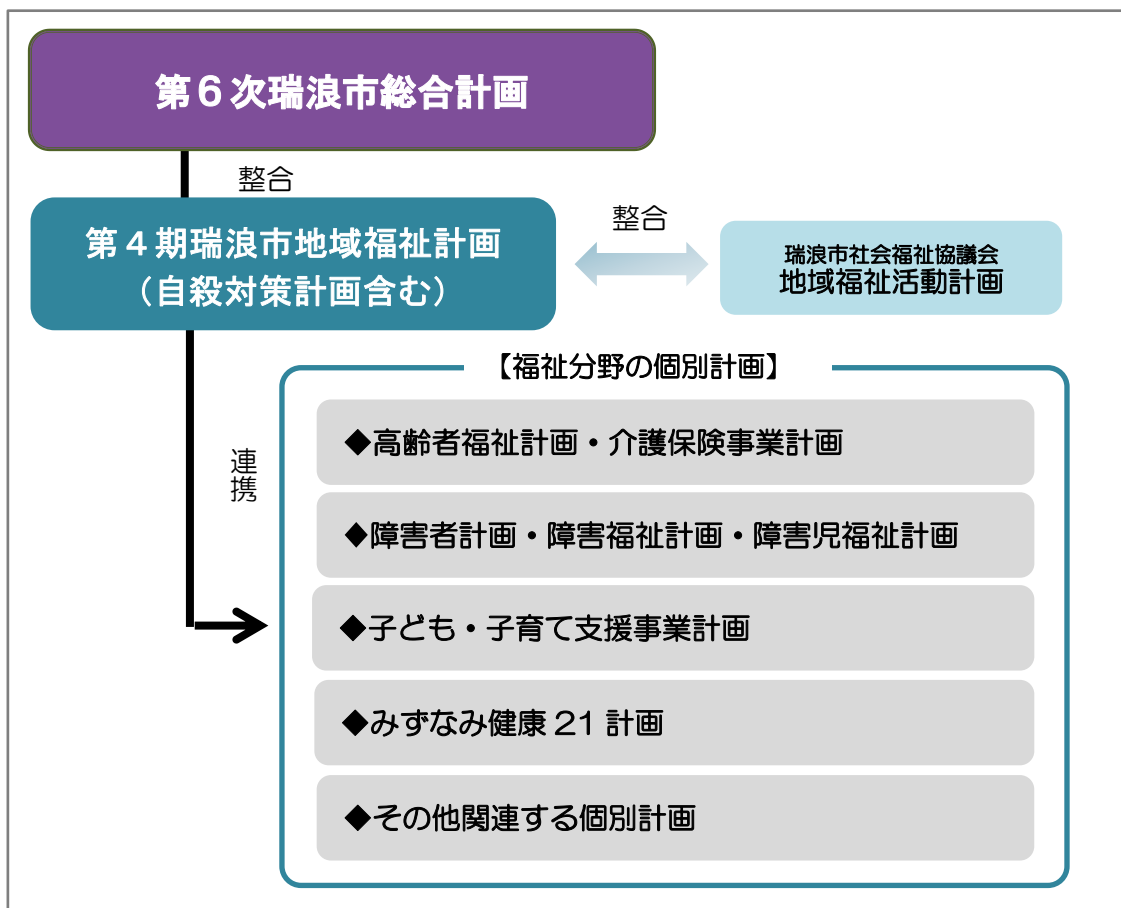
本市における分野別の福祉施策については、それぞれの個別計画に基づいて推進していきます。本計画は、それらの計画の上位計画として、地域福祉に関連する共通の取り組みなどを明らかにするとともに、さらに必要な取り組みを加えたものとし、市民の参画と協働を促しながら、市民生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

自殺対策については、先述のとおり、平成28年4月に自殺対策基本法の改正があり、その示す基本方向は維持しつつ、自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性がうたわれています。自殺対策においては、地域社会の中で地域住民や様々な専門機関、行政が密接に連携できる「包括的な支援」のしくみづくりが重要であるとされ、また、法の求めから、その実現に向け、今後の自殺対策の方向性を示すこととします。

◆第6次瑞浪市総合計画の体系◆



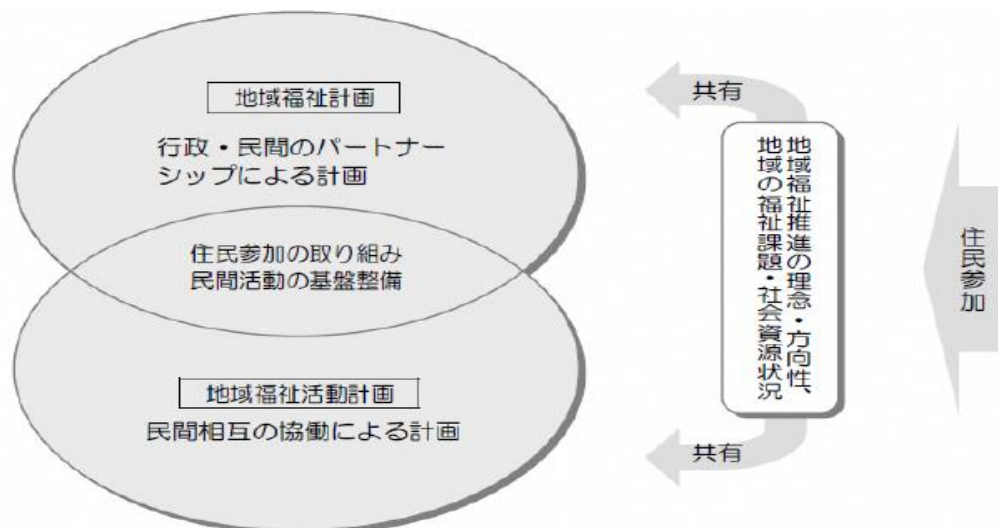
◆地域福祉計画と他計画との関係◆



また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

「地域福祉計画」が行政計画として、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画として、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。

◆地域福祉活動計画との関係◆



5. 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国、県などの動向を踏まえて、また、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

◆計画期間◆

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計 画	第3期瑞浪市地域福祉計画									
						第4期瑞浪市地域福祉計画				

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、一般市民アンケート調査、地域懇談会、地域福祉活動団体アンケート調査を実施するとともに、策定段階からの積極的な住民参加を図るため、策定委員会での協議・検討を行いました。

また、一部の取り組みについては社会福祉協議会との連携のもと実施しました。

(1) 市民アンケート調査の実施

市民が考える福祉サービスの利用上の問題・課題、福祉サービスに対するニーズ、地域活動への参加状況、地域活動を通じたコミュニティ形成などについて把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

①調査対象

- ・20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人
- ・市内の中学生300人（中学2年生）

②調査期間・方法

平成31年2月～3月

成人：郵送による配布、回収

中学生：学校での直接配布、回収

③配布・回収状況

項目	市民	中学生
有効配布数	1,000件	300件
有効回収数	446件	287件
有効回収率	44.6%	95.7%

(2) 「福祉懇談会」の開催

市民アンケートでは把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、市内8地区において民生委員・児童委員、福祉委員など、地域住民の参加による「福祉懇談会」を開催し、グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行いました。

(3) 「ワーキング会議」の設置

地域福祉の総合的な推進を図るため、庁内の関係部署を横断的に組織し、第3期計画における行政の取り組みの整理、関連諸計画における取り組みの整理、計画の見直しに向けた具体的取り組みを検討しました。

(4) 「瑞浪市地域福祉計画策定委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「瑞浪市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議検討を行いました。

(5) その他意見の聴取

幅広い分野からの具体的な意見を反映させるため、市内の福祉関係団体とのヒアリングを行いました。さらに、広く市民のみなさんからの意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 市の現状と課題

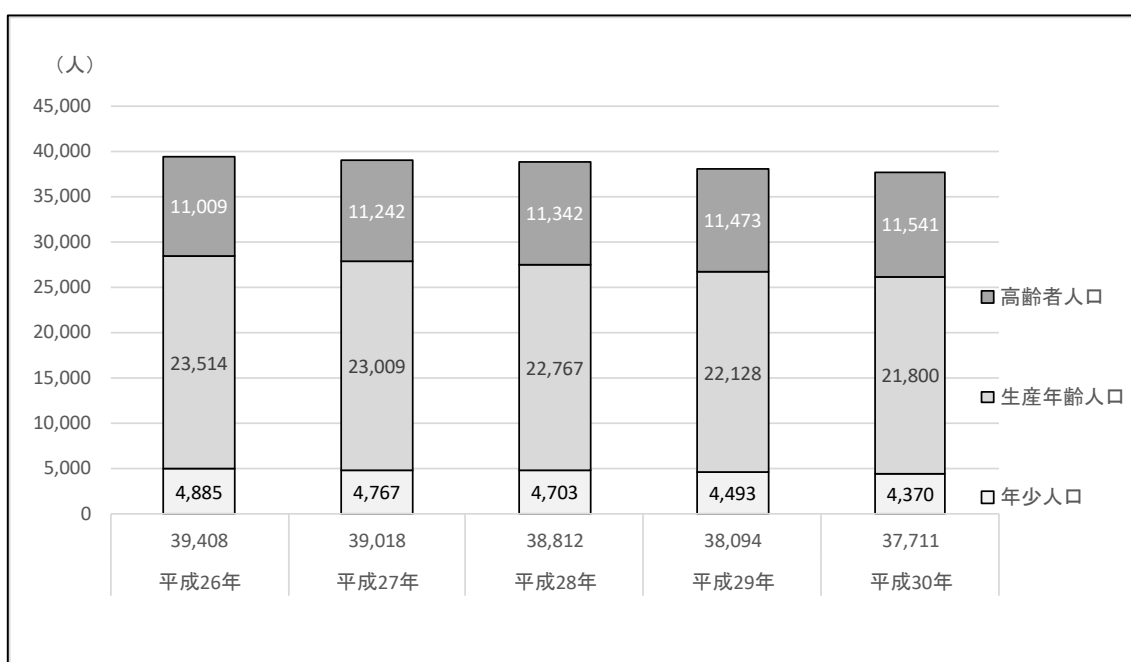
第1節 人口等の状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年以降において減少傾向にあります。年齢3区分別で見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加しています。

◆人口の推移◆



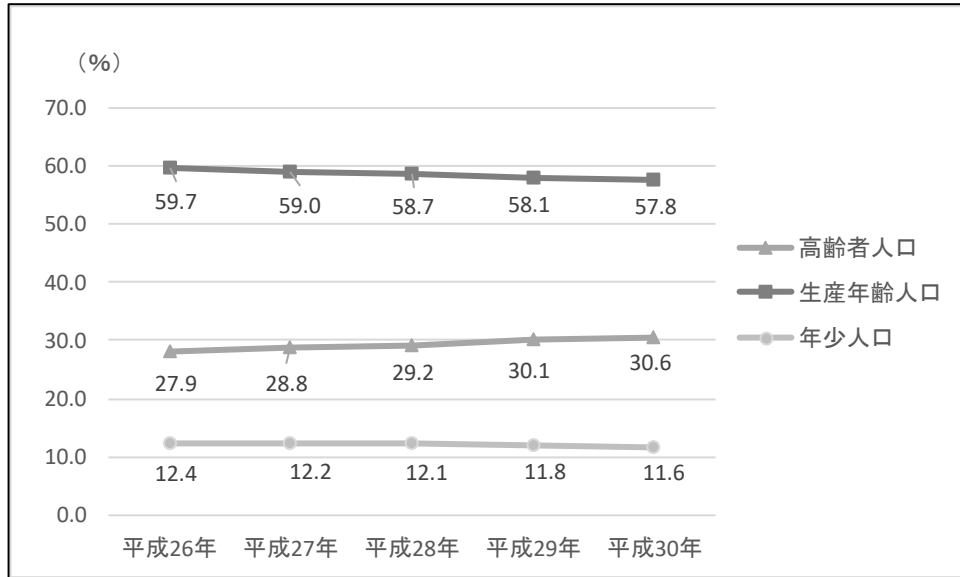
※各年10月1日現在

資料：瑞浪市統計書

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

市の人口の年齢別割合の推移をみると、14歳以下の年少人口割合及び生産年齢人口割合は年々減少している一方、65歳以上の老年人口割合は増加しており、平成30年には3割に達しています。

◆年齢3区分別人口割合の推移◆



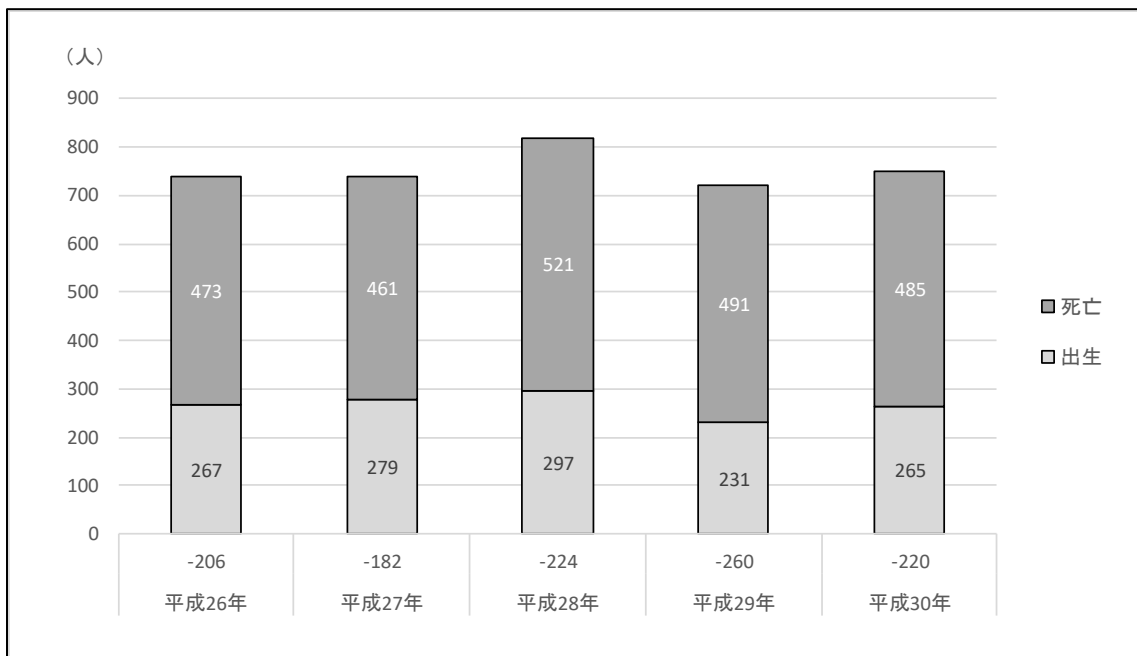
※各年 10 月 1 日現在

資料：瑞浪市統計書

(3) 自然動態人口の推移

自然動態人口は、平成 26 年以降において死亡が出生を大きく上回る自然減で推移しています。

◆自然動態人口の推移◆



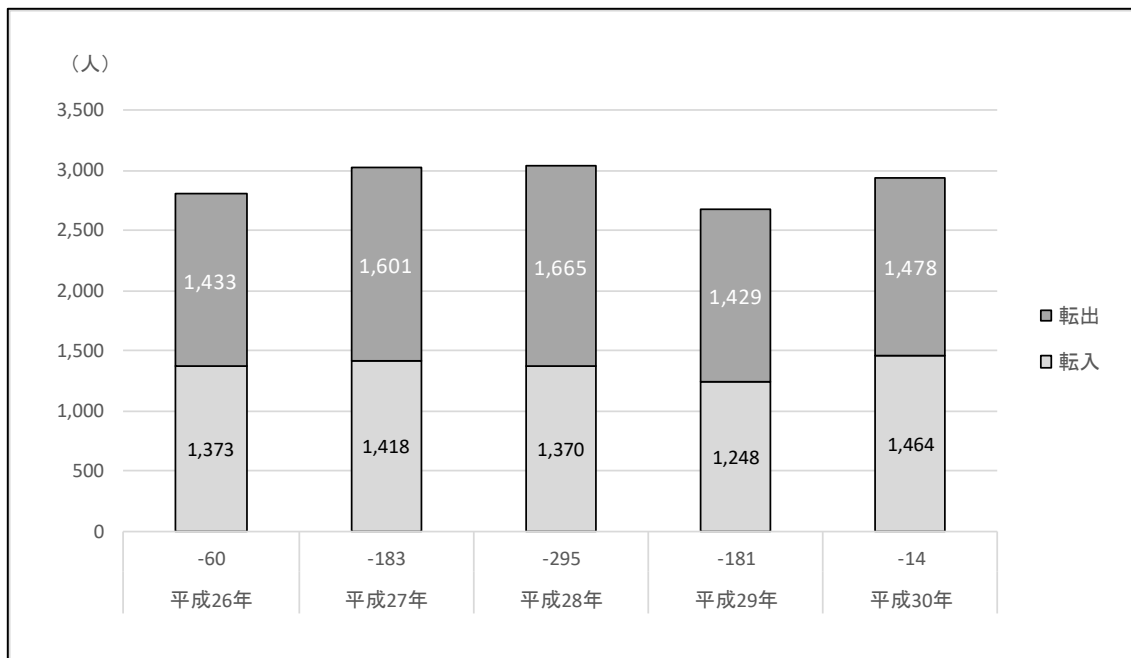
※各年 12 月末日時点

資料：瑞浪市統計書

(4) 社会動態人口の推移

社会動態人口は、平成26年以降において転出が転入を上回る社会減で推移しています。

◆社会動態人口の推移◆



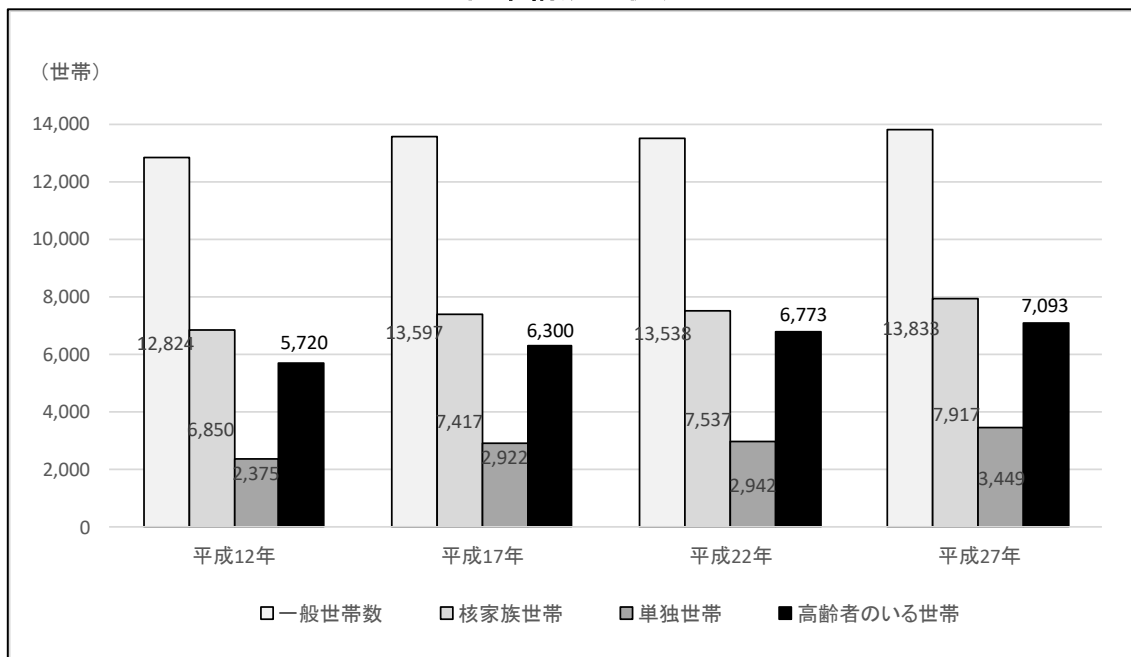
※各年12月末日時点

資料：瑞浪市統計書

(5) 世帯構成の状況

一般世帯数は増加と減少を繰り返して推移していますが、核家族世帯数、単独世帯数、高齢者のいる世帯数は増加傾向で推移しています。

◆世帯構成の状況◆



資料：国勢調査

(6) 平均世帯人員の状況

1世帯あたりの平均世帯人員は平成26年度以降において減少傾向で推移しており、核家族化が進行しています。

◆平均世帯人員の状況◆

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平均世帯人員	2.60	2.60	2.54	2.53	2.49

※各年10月1日時点

資料：住民基本台帳

2. 福祉関連の状況

(1) 児童・生徒の状況等

① 保育園の状況

本市における保育園の状況は以下のとおりです。

◆保育園の状況◆

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員数	1,320	1,320	1,320	1,372	1,372
保育園児数	645	607	637	594	570
待機児数	0	0	0	0	0
0歳児保育※1	8	4	17	9	6
障がい児保育※2	3	7	4	4	22
延長保育	—	25	33	19	14

※1 各年4月1日時点児童数

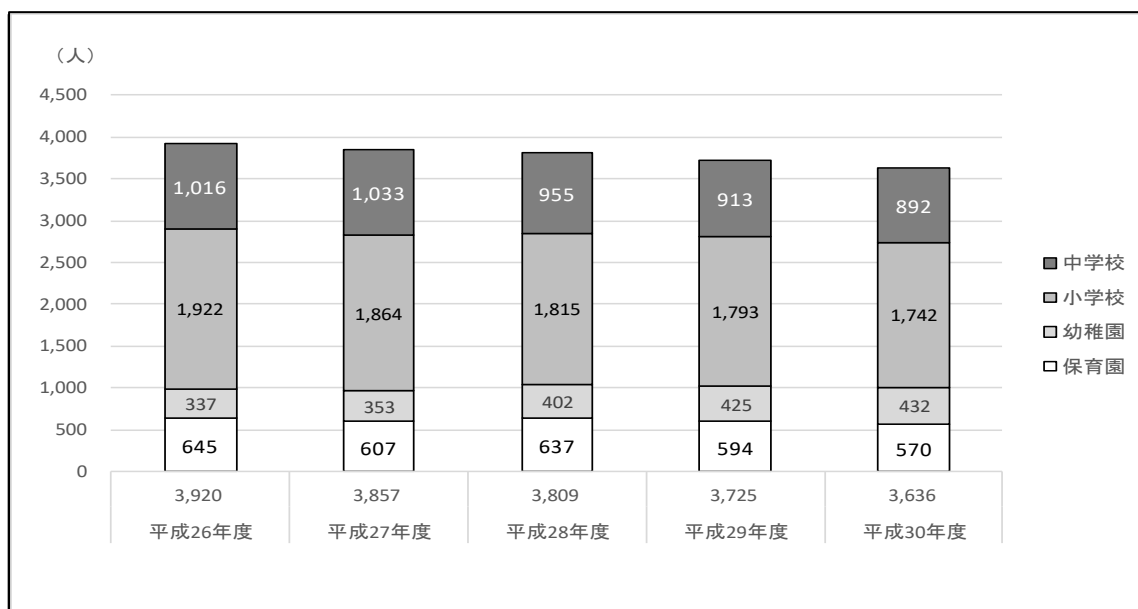
※2 各年4月報告 福祉行政報告例

資料：社会福祉課

②在籍園児・児童・生徒数の推移

本市の在籍園児数は、それまで増加傾向から平成 29 年度に減少に転じています。また、小学校及び中学校の生徒数は概ね減少傾向で推移しています。

◆在籍園児・児童・生徒数の推移◆



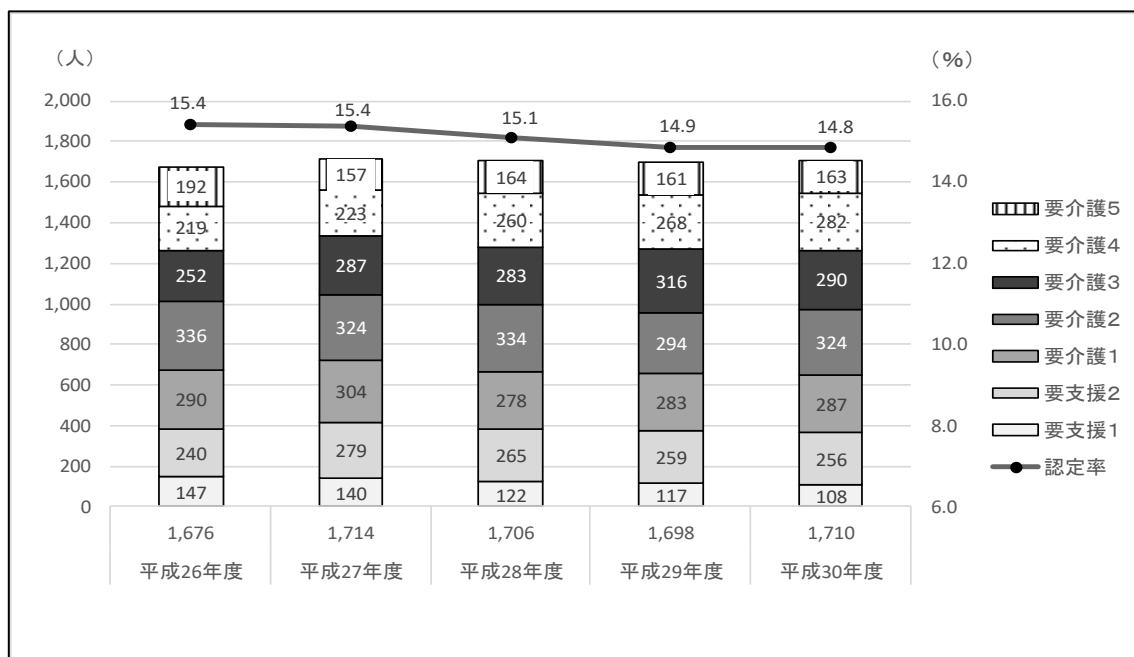
※特別支援学級等を含む

資料：社会福祉課、学校教育課

(2) 要介護等認定状況

介護保険における要介護・要支援認定者数の推移をみると、多少の増減を繰り返しばほ横ばいで推移、平成 30 年度認定者数は 1,710 人となっています。

◆要介護等認定状況◆



※各年3月末日時点

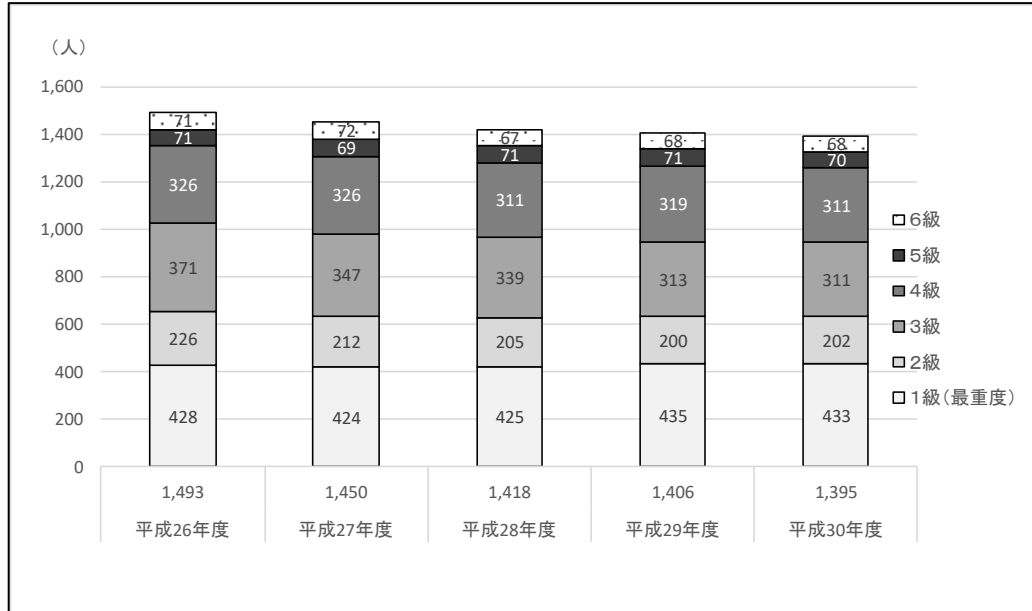
資料：介護保険事業状況報告

(3) 障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は、平成26年度以降において減少傾向で推移しています。

◆身体障害者手帳所持者の推移◆



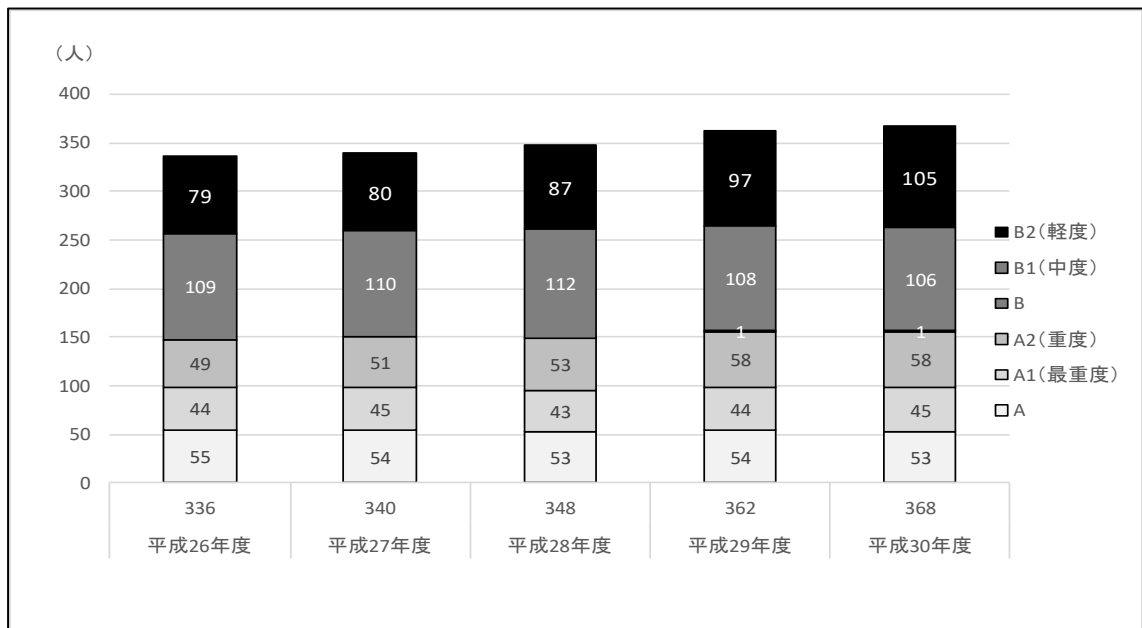
※各年度末時点

資料：社会福祉課

②療育手帳所持者

療育手帳所持者は平成26年度以降において増加傾向で推移しています。特に、B2（軽度）の増加が顕著となっています。

◆療育手帳所持者の推移◆



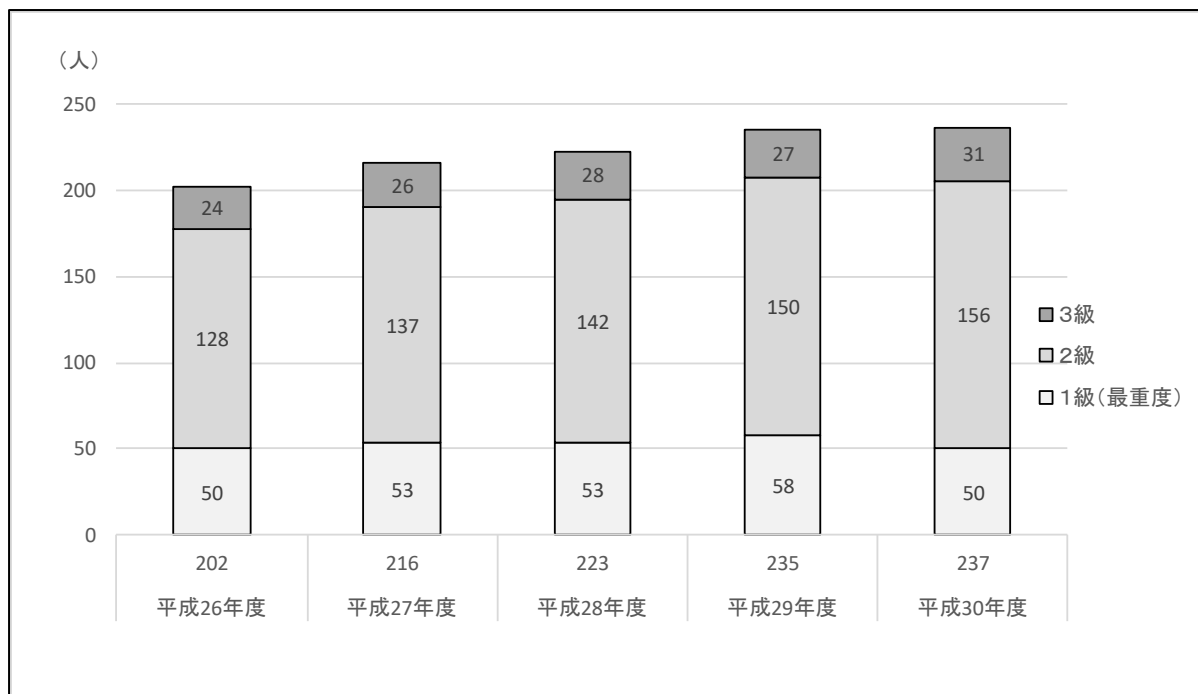
※各年度末時点

資料：社会福祉課

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 26 年度以降において増加傾向で推移しています。特に、2 級の増加が顕著となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆



※各年度末時点

資料：社会福祉課

(2) 地域福祉の状況

①民生委員・児童委員の状況

地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員数は下表の通りとなっています。

◆地区別民生委員・児童委員、主任児童委員数◆

(人)

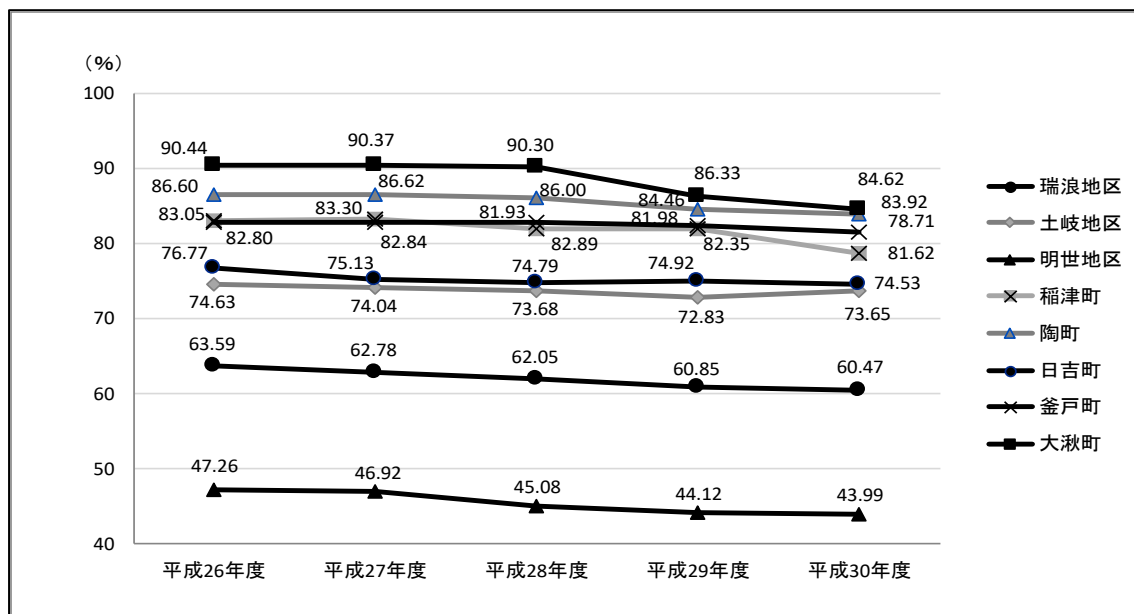
地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	計
瑞浪地区	25	2	27
土岐地区	14	2	16
明世地区	6	2	8
稲津地区	7	2	9
陶町地区	10	2	12
日吉町地区	10	2	12
釜戸・大湫地区	10	2	12
合計	82	14	96

資料：社会福祉課

②地区別自治会加入率の推移

自治会の加入率を地区別で見ると、現状維持もしくは減少傾向で推移しており、加入率の高い大湫地区、陶地区と、加入率の低い明世地区では、40ポイント程度の開きがあり、地域差は拡大の傾向にあります。

◆地区別自治会加入率の推移◆



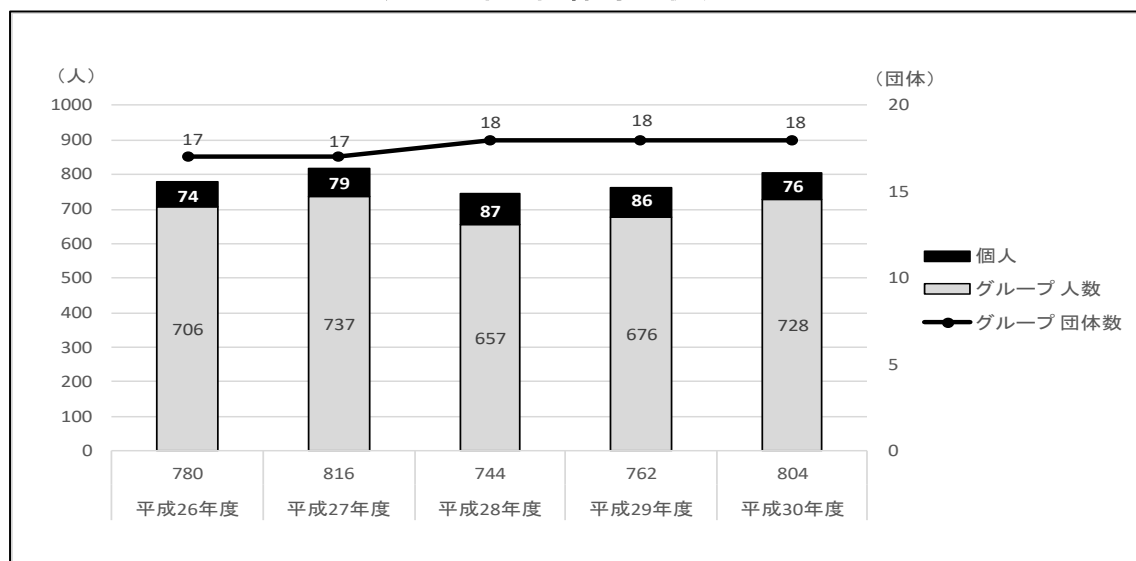
資料：市民協働課

③ボランティア団体等の状況

市のボランティアの活動状況についてみると、近年においてはボランティア登録者数は個人では減少傾向、グループ人数は増加傾向にあります。

また、ボランティア団体登録数をみると、平成26年度以降においては17～18団体となっています。

◆ボランティア団体等の状況◆

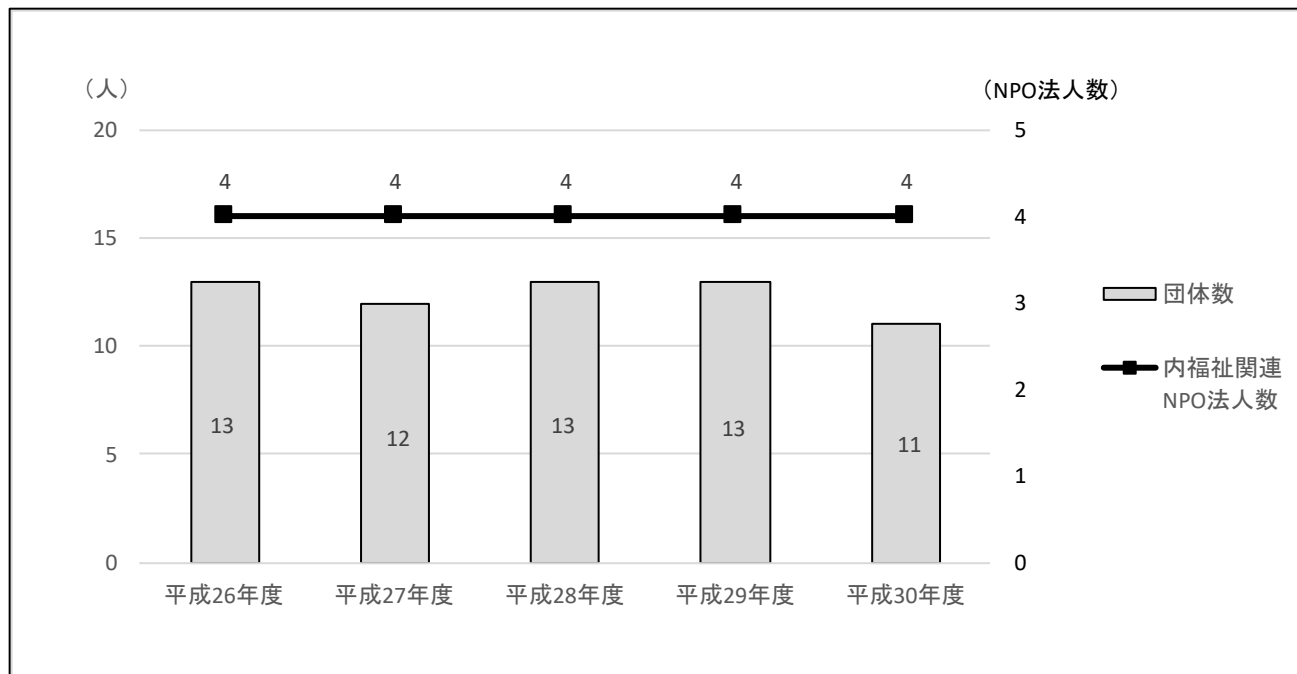


資料：瑞浪市社会福祉協議会

④NPO法人の推移

NPO法人は、平成30年度で11団体となっており、その内の4団体が福祉関連の活動を行っています。

◆NPO法人の数◆



資料：岐阜県

(3) 高齢者福祉の状況

①シルバー人材センター登録者数

シルバー人材センターの登録者数は、平成26年度以降において310~330人台で推移しています。

◆シルバー人材センター登録者数◆

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録者数	334	313	317	329	320

※各年度末時点

資料：瑞浪市シルバー人材センター

②地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センターの相談件数は、平成 26 年度以降において、概ね減少傾向で推移しています。内訳をみると、来所の件数がやや多くなっています。

◆地域包括支援センター相談件数◆

(件)

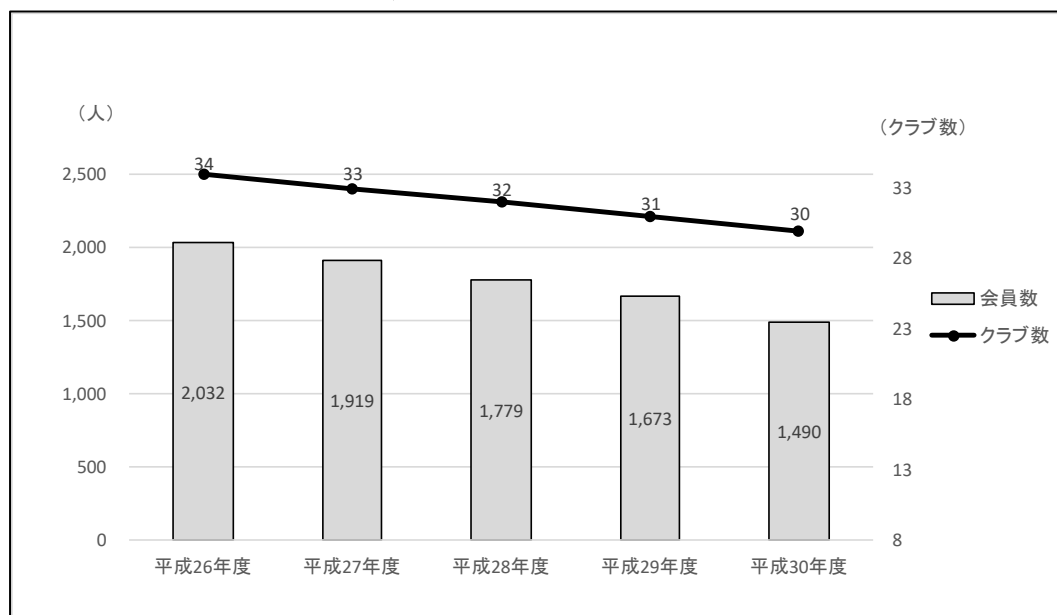
区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
訪問	1,749	1,697	1,768	1,586	1,369
新規	235	281	255	363	306
継続	1,514	1,416	1,513	1,223	1,063
来所	256	216	255	248	237
新規	59	63	54	70	78
継続	197	153	201	178	159
電話	1,729	1,641	1,556	1,315	1,279
新規	83	109	101	106	153
継続	1646	1532	1455	1209	1126
計	3,734	3,554	3,579	3,149	2,885
新規	377	453	410	539	537
継続	3,357	3,101	3,169	2,610	2,348

資料：高齢福祉課

①長寿クラブ会員数の推移

長寿クラブ数と会員数の状況をみると、クラブ数、会員数は、減少しています。

◆長寿クラブ会員数の推移◆



※各年 4 月 1 日現在

資料：瑞浪市長寿クラブ

(4) 家庭児童相談件数

子どもや子育てに関する相談の件数をみると、平成26年度以降において概ね減少傾向にある一方、延べ数が増加傾向にあります。

◆家庭児童相談◆

(件)

相談内容		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
児童相談	養護	虐待	31	23	27	16	21
		その他	10	7	4	10	14
	保健		0	2	0	0	0
	障がい		5	1	2	0	1
	非行	ぐ犯	4	1	0	0	0
		触法行為等	0	0	0	0	1
	育成	性格行動	6	8	5	3	5
		不登校	6	6	3	6	5
		適性	0	0	0	0	0
		育児しつけ	4	11	13	10	7
その他		1	4	1	3	0	
合計		67	63	55	48	54	
成人相談		24	27	30	19	26	
延べ相談件数		423	554	606	671	663	

資料：社会福祉課

(5) 社会福祉関連施設などの状況

市内の社会福祉関連施設は次のようになっています。

◆社会福祉関連施設など◆

(か所)

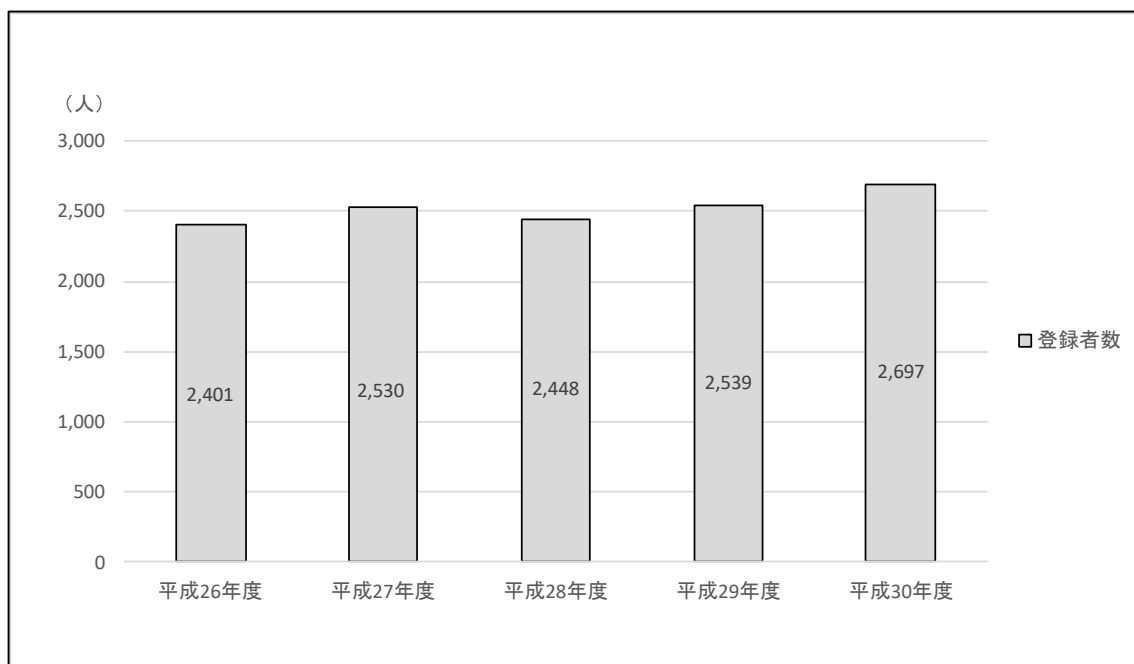
区分	施設種類	瑞浪地区	土岐地区	明世地区	稲津町	陶町	日吉町	釜戸町	大湫町
	地域福祉関係	1	0	0	0	0	0	0	0
	市民福祉センター	1	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者関係	3	2	0	2	1	2	1	0
	宅老所	0	0	0	1	1	0	0	0
	老人憩いの家	0	1	0	1	0	1	0	0
	養護老人ホーム	1	0	0	0	0	0	0	0
	自立デイサービスセンター	0	1	0	0	0	1	0	0
	在宅介護支援センター	1	0	0	0	0	0	1	0
	地域包括支援センター	1	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険関係	14	2	2	4	3	1	2	0
	通所介護事業者（デイサービスセンター）	6	2	1	2	3	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	5	0	1	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設	2	0	0	1	0	0	1	0
	介護老人保健施設	0	0	0	1	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	1	0	0	0	0	0	0	0
	障がい者関係	4	1	0	1	2	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（訪問系）	2	0	0	0	0	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（日中活動系）	4	0	0	0	1	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（施設入所・短期入所）	1	0	0	1	1	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（共同生活援助）	0	0	1	0	0	0	0	0
	指定障害児通所支援事業所	2	0	0	0	0	0	0	0
	その他施設	0	1	0	0	0	0	0	0
	児童関係	10	5	1	3	2	2	3	0
	幼稚園（保育園）	4	2	0	1	1	1	1	0
	小規模保育事業所	1	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童館（児童センター）	2	1	0	0	1	0	0	0
	放課後児童クラブ	2	1	1	1	0	1	1	0
	子育て支援センター	1	1	0	1	0	0	1	0
	その他	28	14	5	7	7	5	4	3
	幼稚園（幼稚園）	3	2	0	1	1	1	1	0
	小学校	1	1	1	1	1	1	1	0
	中学校	1	1	0	1	0	0	0	0
	公民館	0	1	0	1	1	1	1	1
	医療機関	15	4	3	1	2	1	0	1
	医療機関（歯科）	8	5	1	2	2	1	1	1

※平成31年3月末日時点 資料：高齢福祉課、社会福祉課、学校教育課・社会教育課・健康づくり課

(6) 避難行動要支援者登録の状況

本市における避難行動要支援者登録者数は、平成26年度以降において概ね増加傾向で推移しています。

◆避難行動要支援者登録の状況◆



資料：社会福祉課

(7) 交流の場の状況

本市における子育て家庭、高齢者、障がい者が交流できる場の状況は以下のとおりです。

◆交流の場の状況◆

(か所)		
子育てサロン	高齢者サロン	障がい者サロン
4	167	1

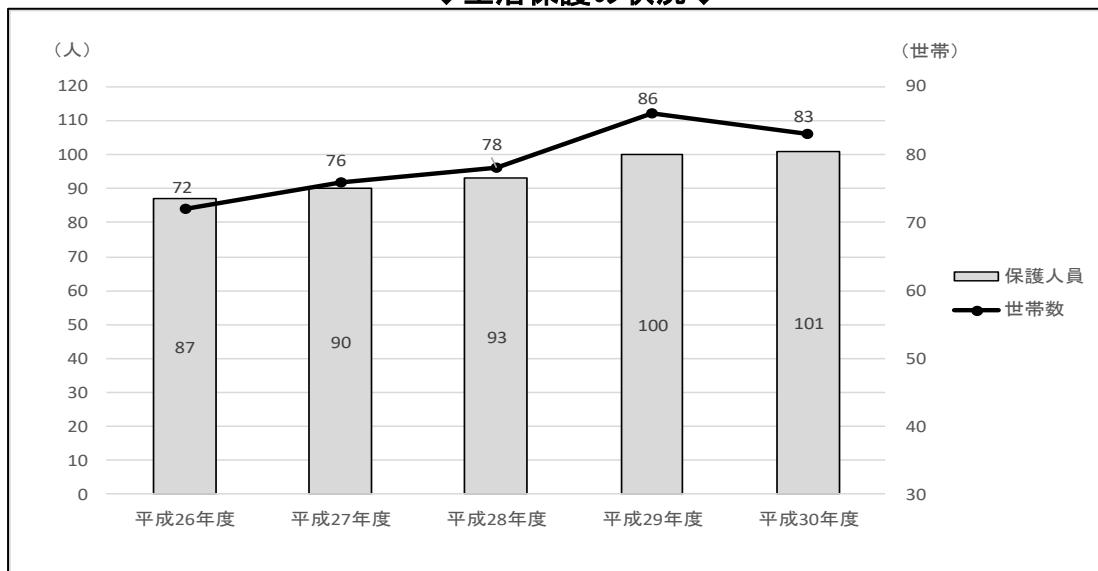
※平成30年7月末日時点 資料：社会福祉課、社会福祉協議会

3. 支援等を要する人の状況

(1) 生活保護の状況

本市における生活保護人員は、平成26年度以降において増加傾向で推移しています。生活保護世帯数は、それまでの増加傾向から、平成30年度（2018年度）に減少に転じています。

◆生活保護の状況◆

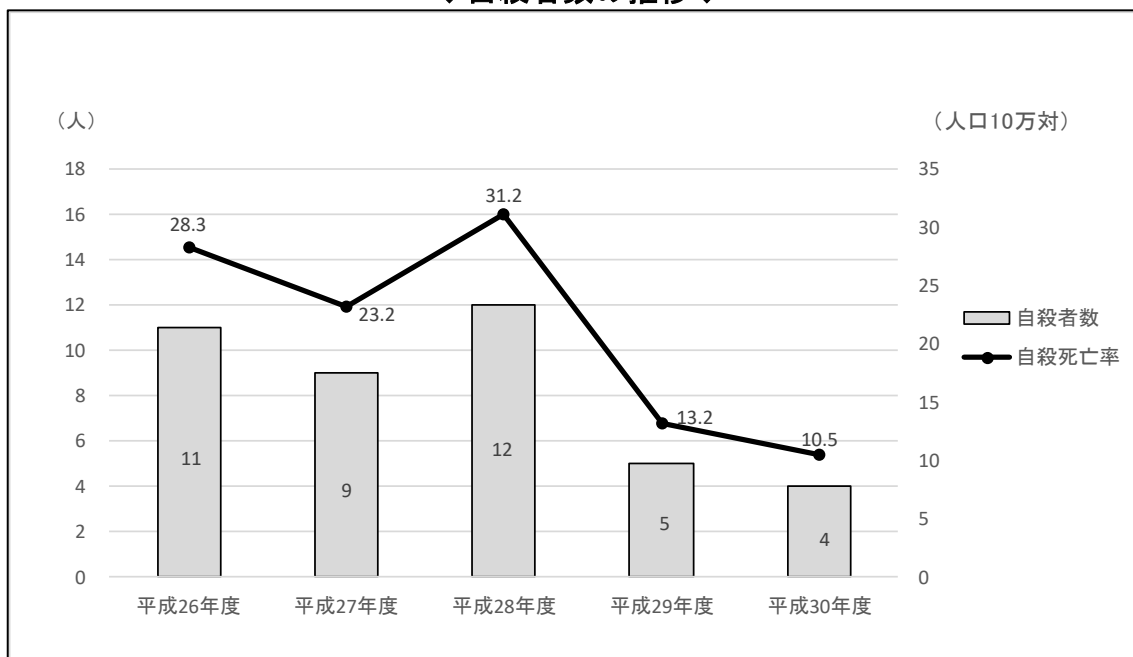


資料：社会福祉課

(2) 自殺者数の推移

本市における自殺者数、自殺死亡率は近年において減少傾向にあります。

◆自殺者数の推移◆



資料：「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

第2節 本市における地域福祉に関する主要課題

1. 第3期瑞浪市地域福祉計画の検証より

「基本目標1 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！」～は、3つの基本目標の中で最も低い評価となっています。

この基本目標の中で評価が高い基本方針は「(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）」で、全体平均を上回り、高い評価となっています。地域の拠点づくりについては福祉団体と地域住民との連携、子どもの居場所づくりについては、放課後児童支援員の確保が課題としてあげられます。

次いで評価の高い「(1) 福祉に対する市民の意識づくり」ですが、全体平均を下回っています。「連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催」、「慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発」、「男女ともに参画できる地域組織づくり」の3つの達成度が低くなっています。市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみづくりに向けた連合自治会と民生委員・児童委員協議会との定期的な意見交換会の実施、男女がともに参画できる地域活動などの推進については、慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発を引き続き行うとともに、人材育成等、団体運営への支援等の充実による男女ともに参画できる地域組織づくりが必要です。

続く「(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進」は、全体平均を下回り、低い評価となっており、特に「いきいきサロンの開催支援」、「生涯学習推進委員会市民部会の活動」、「国際交流活動の推進」の達成度が低くなっています。いきいきサロンの拡大に向け、サロンが全く実施されていない地区への社協支部による支援が必要であり、地域の外国人への支援については、国際交流につながる事業の実施検討が必要となっています。

この基本目標の中で最も低い評価である「(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進」は全体平均を下回り、全13の基本方針のなかでも最も低い評価となっています。子どものボランティア活動などへの参加推進に向け、瑞浪市子ども会連合会がジュニアリーダー募集を行う際の広報に協力するとともに、自治会活動などへの支援については、転入者や自治会未加入世帯に対して、自治会活動の必要性を呼びかける必要があります。

「基本目標2 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう」は、3つの基本目標の中で2番目の評価となっています。

この基本目標は2つの基本方針で構成されており、「(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進」は、全体平均を上回り、高い評価となっています。今後においては、引き続き、福祉を支える団体などへの支援として、民生委員・児童委員協議会への支援と連携に向け、区長や地域住民に民生委員・児童委員の活動への理解を深めてもらう必要があります。また、地域組織やボランティア団体などへの支援に向け、

まちづくり推進組織を通じて、より広く支援を行うことができるよう、市内で活動する団体の把握することが必要です。

もう一つの基本方針である「(1) 地域における活動組織のネットワークづくり」は、全体平均を下回り、評価がやや低くなっています。地域単位において、地域活動関係者のお互いの活動を理解し、お互いに協力と助け合いができるネットワークづくりを支援するとともに、子ども・子育て会議を積極的に活用し、関係団体との意見交換を行い、現状・課題を情報共有するし連携強化を図るなど、ネットワークづくりをさらに推進していく必要があります。

「基本目標3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう」は、3つの基本目標の中で最も高い評価となっています。

この基本目標の中で評価が最も高い基本方針は「(4) サービスの質の向上」と「(5) サービス利用者の権利の保護の推進」で、掲げた取り組みはすべて達成しています。

次いで評価が高い施策は「(1) 相談体制の充実」で、全体平均を上回り、全13の基本方針のなかでも2番目に高い評価となっています。「生活困窮者支援体制の整備」については、生活困窮者に対する支援とあわせて制度を利用してもらえるようPRを行っていくことが課題となっています。

続く「(2) 情報提供の充実」もわずかながら全体平均を上回りますが、多様な情報の提供に向け、広報、ホームページのみならずSNSなど新たな情報提供手段について検討して行く必要があります。

また、「(7) 防災・防犯などに備えた体制の整備」は、わずかながら全体平均を下回ります。災害時における避難行動要支援者の支援体制を確立するためにも、地域と行政が協力していく必要があります。

この基本目標のなかで下から2番目の評価の「(6) 生活環境の整備」は全体平均を下回ります。人にやさしいまちづくりの推進に向け、施設整備・改修に当たっては、引き続き、高齢者・障がい者に配慮し、バリアフリー化を行うとともに、外出支援の充実に向け、障がい者の移動手段にかかる実態を把握した上で、必要な移送サービスを検討する必要があります。

この基本目標の中で評価が最も低い施策は「(3) 福祉の人材確保」で、全体平均を下回り、全基本方針13の中でも下から2番目となっています。特に評価の低い「専門分野の人材育成の検討」については、福祉分野の多様化に対応できるようにするため、地域活動団体、事業者と情報交換を行いながら、高度な知識や幅広い知識をもつ人材育成を検討していく必要があります。

2. 統計データ、各種調査より

統計データやアンケート調査、懇談会の結果から把握される、本市における地域福祉に関する主要課題は以下のとおりです。

(1) 新たな課題等に対応すべく分野を越えた連携の必要性の高まり

日本全体で人口減少や少子高齢化が進む中、伝統的な家庭や地域のささえあいの力、いわゆる地域の福祉力の低下が顕著となっています。

本市においても、総人口は減少傾向で推移するとともに、高齢化が進んでおり、核家族や高齢者のみの世帯が増加するなど家族形態が大きく変化し、地域住民同士のつながりの希薄化、地域における担い手の不足や高齢化といった状況がみられ、家庭や地域で支えあい助けあう力の低下がみられます。

また、これらに伴い、ダブルケア（育児と介護の同時進行）やひきこもりなど、複合的な課題や制度の狭間の問題なども出てきているほか、見守り活動の促進や就労の支援、住まいの支援、権利擁護の推進など、各福祉分野で共通して取り組むべき課題も存在しています。

一方、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、セルフネグレクト状態にある高齢者なども存在していることから、支援には困難が伴うといった課題もあります。

さらに、自殺問題に目を向けると、日本においては、経済・生活問題に起因する自殺が急増しており、社会的な要因が大きいとみられることから、自殺対策は、個人だけではなく、社会全体で取り組むべき課題の一つとなっています。

このため、これからの地域福祉は、こうした新たな課題等を十分に踏まえ、分野を越えた連携により横断的に取り組む体制を整備し、地域包括支援センターを中心とする総合的な相談窓口の設置も視野に入れながら、これまで以上に全庁的に推進していく必要があります。

(2) 地域課題の解決に向けた人材の確保としくみづくり

行政や事業者のみの取り組みでは、多様で複雑化する昨今の地域課題に対応することは困難です。

支援を必要とする方々に必要な支援が行われるように、地域住民が自ら課題解決するための力を培い、周囲はこれらの取り組みを支え、地域力の強化と制度の狭間の課題解決に向けた取り組みが不可欠となっています。

アンケート調査結果をみると、自治会活動の参加率は7割強にのぼりますが、60代、70歳以上の割合が高くなっています。

地域力の強化に向け、住民一人ひとりが、地域課題は自らが中心となって解決するといった当事者意識を醸成する環境を育み、地域活動を担う人材を育成するとともに、地域一体となって取り組むためのしくみづくりが必要です。

(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり

近年においては、大規模な自然災害が全国的に頻発しているほか、高齢者が狙われる詐欺などが多発しており、高齢者が被害者等になる可能性がますます高くなっています。また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待も表面化することが多くなっており、安全・安心に対する住民の意識は高まっています。

防災や防犯は日常からの取り組みが重要であることから、防災訓練などの地域活動を通じ、被災時の備えや犯罪の未然防止に努め、高齢者等に対する権利擁護に関しては、人権についての啓発や各種制度の周知を図るなど、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりが必要です。

また、アンケート調査では、安心して暮らすために必要なこととして、「地区で高齢者や子どもの見守り体制をつくる」が第1位にあげられているほか、瑞浪市に求める「福祉のまち」として「要介護でも安心して施設やサービスや利用できるまち」が第1位にあげられていることなどからも、高齢者や障がいのある人、子育てをする人など誰もが、安全・安心して暮らせるよう、地域で見守る体制づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の視点

1. 計画の基本的視点

地域福祉計画の基本的な視点としては、第3期計画を踏襲し、次に掲げる5つの原則に基づき策定します。

(1) 地域の個別性尊重の視点

日常暮らしている身近な地域での福祉を重視すること

(2) 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること

認知症高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の権利が擁護されること

(3) ネットワーク化の視点

福祉と保健と医療の総合化や、多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されること

(4) 公民協働の視点

地域住民、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会が役割分担を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること

(5) 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、地域住民主体での取り組みを尊重し、様々な支援を図ること

(6) 地域共生化社会実現の視点

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』ではなく、誰もが支え・支えられる福祉の環境構築に向け、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと

第2節 計画の将来像と基本的方向

1. 地域福祉の将来像

地域福祉の将来像に向けて、今後の取り組みの方向を示していきます。

■地域福祉の将来像■

すべての人が、人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で安心していきいきと暮らしつづけられる

2. 計画の基本的方向

(1) 住民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために・・・

身近な地域社会において、人と人との絆を大切にしながら、市民自らが自発的に支え合う幅広い福祉の実現が必要です。

地域福祉を推進していく上で、住民参加は不可欠です。そのためには、市民が福祉に関心を持ち、助け合い・支え合いの意識づけが必要です。瑞浪市に住む一人ひとりが、地域のことを知り、どんな問題や課題があるのかをみんなで考えて、共有できるような取り組みが求められています。さらに、仲間との活動や地域のために役立つ活動を始めようと思ったときに、気軽に参加できる機会や使いやすい活動の場づくりが求められています。

(2) 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくるために・・・

行政だけでなく、地域住民、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、NPO、ボランティア団体などの連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現が必要です。

市民が抱えているいくつかの悩みや問題にきめ細かく対応し解決するためには、行政の取り組みだけでは限界があり、既に地域での助け合い、支え合いを実践している地域住民、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、NPO、ボランティア団体などの活動は欠かせません。このような地域の福祉に貢献している方たちがより活動しやすくするためには、いろいろな組織や人との連携や人材育成などの取り組みが必要です。

(3) 地域で安心して暮らせるために・・・

すべての市民が、住み慣れた地域で安心して幸せを実感して暮らせるための支援や環境づくりが必要です。

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができ福祉の実現が必要です。

また、利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が進んでおり、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の保護など、利用者本位の福祉サービスの実現が必要です。

さらに、子育て、高齢者、障がい者に関する施策について、関係部局との連携を強化するなど、効果的、かつ、効率的な施策を展開するための体制づくりが必要です。

第3節 基本理念

1. 地域福祉の基本理念

第6次瑞浪市総合計画の将来都市像としてうたわれている「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」の実現のためには、市民と行政の協働により、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境、さらには障がい者が自立し、いきいきと安心して生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現が求められています。

市内8地域において設立されたまちづくり推進組織による積極的な活動により、市民や企業においても、まちづくりや地域づくりへの関心や参画の意識が拡大してきており、今後の協働によるまちづくりの大きな原動力として期待されています。

そこで、本計画では、第1期～第3期計画の基本理念である「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」を踏襲し、引き続き地域福祉に関わる総合的・計画的な施策を展開します。

■基本理念■

ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり

2. 基本目標

“ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり”の実現をめざし、次の3つの基本目標に沿って施策を推進します。

(1) 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりがふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

そのために、様々な世代の交流の推進や地域における交流の場を整備し、日常的にふれあいのある地域を目指します。また、ボランティア・市民活動団体の活動の推進を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ります。

(2) 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう

誰もが共に住み慣れた地域で暮らすためには、地域における助け合い、支え合いが重要です。

そのためには、個人や自治会、民生委員・児童委員など地域を構成する様々な組織・団体による支え合い活動を推進するとともに、ボランティアやNPOなどによる支援活動を推進します。また、地域で連携して福祉活動が展開されるための「ネットワーク」づくりを目指します。

(3) 地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう

障がい者や身体機能の低下した高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。

地域社会の中で、自分たちに必要な福祉情報を得るとともに、福祉に関する悩み事なども気軽に相談できるしくみづくりや、適切なサービスを受けやすくするための支援の充実、防災・防犯などに備えた体制の整備などを通じて、地域で共に暮らすための生活環境の向上を推進します。

さらに、包括的な支援体制の整備として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」を目指します。

3. 施策体系

<基本理念>

ともに創るふれあいささえあいのまちづくり

基本目標 1

市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！～

<基本方針>

<施策の方向性>

(1) 福祉に対する市民の意識づくり	①地域福祉に関する積極的な情報提供
	②イベントなどを通じての普及・啓発の推進
	③市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみづくり
	④福祉教育の充実
	⑤子どもの体験学習などの機会の充実
	⑥あいさつ運動、声かけ運動の推進
	⑦地域の特性を活かした支え合い活動の推進
	⑧男女がともに参画できる地域活動などの推進
(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進	①世代間交流の推進
	②いきいきサロンの拡大
	③高齢者・障がい者の社会参画への支援
	④生涯学習の推進
	⑤地域での子育て支援の充実
	⑥地域の外国人への支援
(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	①地域の拠点づくり
	②子どもの居場所づくり
	③宅老所の整備支援
(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進	①ボランティア活動などに対する情報提供の充実
	②ボランティア活動などに参加しやすいしくみづくりの検討
	③ボランティア・市民活動センター機能の充実
	④子どものボランティア活動などへの参加推進
	⑤自然保護をテーマにした住民参加の企画
	⑥自治会活動などへの支援

基本目標2

地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう～みんなで支え合い、助け合おう！～

<基本方針>

<施策の方向性>

(1) 地域における活動組織のネットワークづくり	①ネットワークづくりの推進
	②地域福祉団体の相互連携の支援
	③社会資源のネットワークづくりへの働きかけ
(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進	①社会福祉協議会への支援
	②地域の福祉を支える団体などへの支援
	③地域組織やボランティア団体などへの支援
	④地域福祉に関わる事業者の機能と役割の強化

基本目標3

地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！

<基本方針>

<施策の方向性>

(1) 分野横断的な支援体制の充実	①ライフステージに応じた相談体制の充実
	②制度の狭間の問題への対応充実
	③生活困窮者対策の推進
	④犯罪をした者等への社会復帰支援の充実
	⑤保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク
	⑥同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）
	⑦共生型サービスの推進
(2) 情報提供の充実	①多様な情報の提供
	②情報の共有化の推進
	③地域のすみずみまで福祉情報が流れるしくみづくり
(3) 福祉の人材確保	①ボランティアの育成
	②シルバーボランティアの育成・支援
	③研修機会などの充実
	④専門分野の人材確保
	⑤子どもの頃から助け合いの意識を高めるための支援（福祉教育の充実再掲）
(4) サービスの質の向上	①福祉サービス評価事業の推進
(5) 権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の推進
	②成年後見制度の利用支援
	③虐待防止の推進
	④福祉サービス全般に関する苦情解決の推進
(6) 生活環境の整備	①人にやさしいまちづくりの推進
	②子育てにやさしいまちづくりの推進
	③外出支援の充実
	④住宅環境の整備
	⑤就労支援の充実
(7) 防災・防犯などに備えた体制の整備	①緊急時、災害時に対する支援体制の充実
	②防犯対策の推進

基本目標4

自殺予防のまちづくりをすすめよう～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～

(瑞浪市第1次自殺対策計画)

<基本方針>

<施策の方向性>

(1) 自殺予防に関する5つの基本施策の推進	①住民への啓発と周知
	②生きることへの促進要因の支援
	③自殺対策を支える人材の育成
	④地域におけるネットワークの強化
	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育
(2) 自殺予防に関する3つの重点施策の推進	①高齢者への支援強化
	②生活困窮者への支援強化
	③子ども・若者への支援強化